

合併処理浄化槽維持管理費補助金制度について

制度の概要

この制度は10人槽(※)以下の合併処理浄化槽の維持管理にかかる費用に対し、平成29年1月1日より浄化槽**1基につき、1年当たり1万円**を限度に補助するものです。

〔※浄化槽の大きさや処理能力の事です。この制度では、一般的な家庭や小規模な施設で使用されている10人槽以下の維持管理費の一部を補助します。〕

補助対象となる浄化槽

以下の条件を全て満たす浄化槽が今回の補助金の対象となります。

- ・(公社)愛媛県浄化槽協会の登録を受けており、今治市内に設置されている**10人槽以下の合併処理浄化槽**で、適正に清掃、保守点検、法定検査が行われているもの。(毎年保守点検契約を行い、清掃と11条検査が実施されているもの)ただし、国や地方公共団体が管理しているものを除く。
- ・設置場所が、下水道を利用できる区域に入っていないもの。
- ・補助金申請者に、今治市税の滞納がないもの。

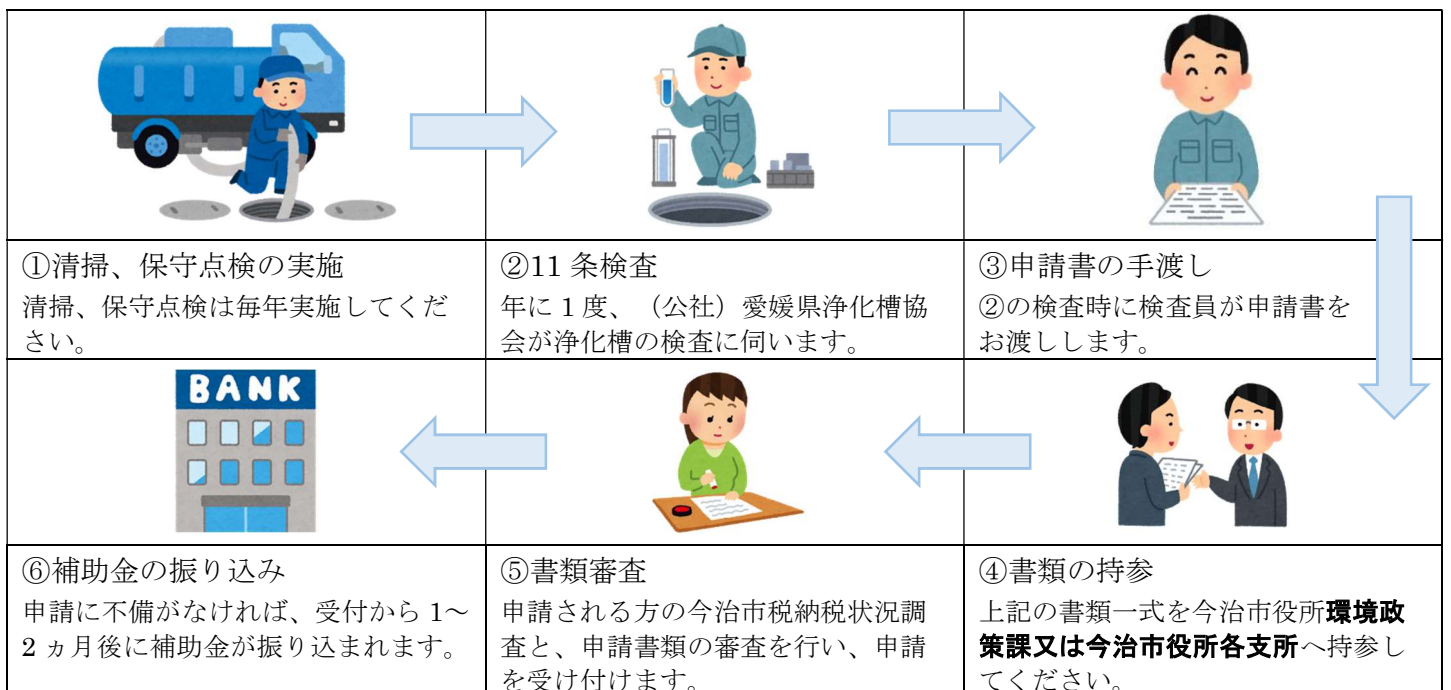
補助金申請に必要なもの

1万円の補助を受けるためには、以下のものが必要です。②の書類の**合計金額が1万円未満の場合、その金額の補助**となりますのでご注意ください。

① 必要事項を記入した今治市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書兼請求書 写し不可。申請書兼請求書は11条検査実施時に(公社)愛媛県浄化槽協会検査員がお渡しします。
② 清掃、保守点検、11条検査に対して、合計で1万円以上の支払いを行っていることを証明する書類 例：11条検査実施日から1年前までの清掃実施日入りの領収書や支払い証明書、またはその写し 11条検査実施日を含む保守点検契約期間入りの領収書や支払い証明書、またはその写し 保守点検契約・清掃実施状況確認願の 原本 浄化槽管理番号と11条検査実施日の 明記された 11条検査の領収書や、その写し
③ 11条検査実施日から1年前までに清掃が実施されたことを証明する書類(11条検査で確認が取れれば不要) 例：②の内、内容が清掃のものなど(②と兼用可能)
④ 11条検査実施日に保守点検契約が結ばれていることを証明する書類(11条検査で確認が取れれば不要) 例：②の内、内容が保守点検のものなど(②と兼用可能)

※領収書等の**写しを使う場合は**、“**原本と相違ないことを証明いたします**”という一言、**住所、氏名**の記入をお願いします。

補助申請の流れ



浄化槽の種別

浄化槽には、大きく分けて、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の2種類があります。今回の制度は、**合併処理浄化槽**を管理されている方を対象としたものです。

合併処理浄化槽

合併処理浄化槽とは、トイレ、台所、お風呂などの生活排水全てを処理するものです。現在新規に設置する浄化槽は原則としてこの方式であり、既存の単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換が強く求められています。**この補助金の対象になります。**

単独処理浄化槽

単独処理浄化槽とは、生活排水のうち、トイレの排水のみを処理するもので、その他の排水はそのまま水路に流されてしまいます。**この補助金の対象になりません。**

維持管理とは

維持管理とは、浄化槽の能力を保つため、定期的な**① 保守点検**、**② 清掃**を実施することです。維持管理が適正に行われ、浄化槽が正常に能力を発揮できているかどうかを判断するため、**法定検査**を受けることが必要です。

① 保守点検

浄化槽が正常に機能しているかどうかを点検し、消毒剤を補充します。また、問題のある箇所の修理を行います。保守点検は、今治市を営業区域として愛媛県に登録している浄化槽保守点検業者に依頼してください。

② 清掃

浄化槽に溜まった汚泥などをくみ取り、浄化槽を清掃する作業です。清掃は、地区ごとに決まっている清掃業者に依頼してください。一般のご家庭の合併処理浄化槽では、**年に1回**以上行うことが義務付けられています。

法定検査とは

法定検査とは、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽がきちんと機能を発揮しているかどうかを県知事指定の検査機関が確認する検査です。法定検査には**7条検査**と**11条検査**の2種類があり、その両方を受けることが義務付けられています。

7条検査

7条検査とは、**浄化槽を新たに設置し、使い始めて3～8ヶ月**の間に行う検査であり、浄化槽が適正に設置されているか、浄化槽が正常に汚水を処理できているかを検査するものです。

11条検査

11条検査とは、7条検査の後、**毎年1回**定期的に行う検査であり、浄化槽の維持管理状況の確認や、浄化槽の放流水の水質検査などを実施して浄化槽の機能判断を行うものです。

問い合わせ先

今治市役所 環境政策課

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4-1

TEL : 0898-36-1535 FAX : 0898-24-7530

公益社団法人 愛媛県浄化槽協会 今治支部

〒794-8502 今治市旭町1丁目4-9 今治保健所内

TEL : 0898-33-0023 FAX : 0898-32-3457